アンケート調査票の変更点について

＜変更方針＞

・前回調査との比較のため、基本的に前回のアンケート調査票をベースに見直しています。

・「手話」や「防災時」といった近年注目されているテーマや、障害者・市民の「認知状況」を把握する設問を中心に見直しています。

前回調査からの主な変更点は、下記のとおりです。

① 手帳所持者調査票

設問№	変更内容	理由・目的
全体	「子ども」→「こども」表記に統一	国で推奨している表記と整合を図るため
問６	設問の文章に「手帳の有無にかかわらず、現在診断を受けているものをお答えください。」を追加	手帳がないことで、潜在している障がいのある方のニーズも把握できるようにするため
問８	設問文の発達障害から「アスペルガー症候群」を削除	アスペルガー症候群は、正式な診断名ではなく自閉スペクトラム症（ASD）の特性の一つのため
問 11-2	回答項目「１～５」を追加	グループホームの利用に関する回答項目が、設けられていなかったため
問 15	回答項目「ホームヘルパー・家政婦」→「ホームヘルパー」と「家政婦（夫）」に変更	障害福祉サービスであるホームヘルパーと、誰でも利用できるような家政婦（夫）は、別枠で回答ができるほうが良いと考えたため
問 26	「③ 手話施策推進法」と「④ 蓮田市手話言語条例」を追加	2025 年６月 25 日に「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行され、これに伴い蓮田市手話言語条例とあわせて、市民の認知状況を把握し、周知につなげていくため
問 27	回答項目を変更 １ 理解している ２ あまり理解していない ３ まったく理解していない ４ わからない ↓ １ 十分理解している ２ だいたいは理解している ３ あまり理解していない ４ まったく理解していない ５ わからない	理解の程度を把握するため
問 30	設問の追加	2024 年４月１日から、事業者による障がいある人への合理的配慮の提供が義務化されたことについて、市民の認知状況を把握し、周知につなげていくため
問 38 ～問 39	設問の追加	現在災害時には、障がいのあるなしに関わらず、自助・共助・公助の取り組みが不可欠であり、既存の設問（問 40～問 44）では、避難所が設置されることや、避難所での生活をおくることが前提になっているため、自分自身で身を守る備えである自助の意識が必要だと考えたため
問 46	「（１）内容の認知」を削除	・自身がどのサービスを利用可能なのかは、認定される際に

設問No.	変更内容	理由・目的
問 50	旧（１）内容の認知 （２）現在の利用 （３）今後３年以内の利用予定 ↓ 新（１）現在の利用 （２）今後３年以内の利用予定	説明を受けているため設問は不要と判断した ・回答負荷軽減のため
問 50	サービスの種類「医療型児童発達支援」を削除	令和６年４月より①児童発達支援に一元化されたため
問 55	「⑭ 障害者雇用支援マーク」を追加	内閣府や埼玉県でも示されているシンボルマークのため

② 一般市民調査票

設問No.	変更内容	理由・目的
全体	「子ども」→「こども」表記に統一	国で推奨している表記と整合を図るため
問 13	「③ 手話施策推進法」と「④ 蓮田市手話言語条例」を追加	2025 年６月 25 日に「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行され、これに伴い蓮田市手話言語条例とあわせて、市民の認知状況を把握し、周知につなげていくため
問 15	設問の追加	2024 年４月１日から、事業者による障がいある人への合理的配慮の提供が義務化されたことについて、市民の認知状況を把握し、周知につなげていくため
問 16	設問の追加	市民が手話をどの程度認知し活用できるかのを把握するため
問 21	設問の「⑦高次脳機能障がい」追加・「⑬障害者差別解消法」削除	追加：障がいの周知啓発状況を把握するため 削除：問 13 にまとめたため
問 22	「⑭ 障害者雇用支援マーク」を追加	内閣府や埼玉県でも示されているシンボルマークのため